

## 阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画の概要

区域における都市化の進行や局地的豪雨の増加といった雨の降り方の変化に伴う洪水に対しては、河川や下水道の整備といったこれまでの治水対策だけでは被害を防ぐ事が困難となっており、雨水を貯留・浸透させる流域対策や、被害を最小化させる減災対策を組み合わせた“総合治水”を推進することが重要となっている。このため H24.4.1 に施行した「総合治水条例」に基づき阪神西部(武庫川流域圏)地域を対象に総合治水推進計画を作成した。

### 1. 阪神西部(武庫川流域圏)地域の概要

一級河川に匹敵する想定氾濫区域内の人口・資産を有する武庫川流域と市街地を貫流する蓬川、新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川、宮川、芦屋川の各流域（以下、「下流8河川」という。）からなる武庫川流域圏は、治水・利水・河川環境の面で地域の重要な役割を担っており、地域住民との協働のもと維持管理が行われている。

当該流域圏は8市、人口約110万人を抱え、沿岸地域は著しく都市化が進んでいる。一方、圏域面積564km<sup>2</sup>の7割が山林である。

このため、計画策定に際しては流域圏の特性を考慮し、下記3ブロックに区分して取りまとめを行った。

- ・上流域ブロック（篠山市、三田市、神戸市）：森林や水田が大半を占める。
- ・中流域ブロック（宝塚市、伊丹市、西宮市 [北部]）：森林や水田と市街地が共存する。
- ・下流域ブロック（西宮市 [南部]、芦屋市、尼崎市）：市域のほとんどが高度に市街化している。



### 2. 現状と課題

| 対策         |            | 現状と課題   |
|------------|------------|---|
| 河川         | 上流域ブロック    | 三田市域等、本支川河道の整備を進め、現在は篠山地域に着手している。H8、H16洪水等、近年も浸水被害が発生しており、今後も引き続き河川整備を進める必要がある。   |
|            | 中流域ブロック    | 武田尾地区や仁川合流点～名塩川合流点の区間で河川整備を進めてきた。H16洪水では溢水や未整備区間で被災したため、引き続き河川整備や防災情報システムの運用により再度災害防止策を進める必要がある。  |
|            | 下流域ブロック    | 【武庫川下流】 河床掘削等による築堤区間の整備が一旦完了したものの、H16には計画を上回る洪水を経験しており、想定氾濫区域内の人口・資産規模が国管理河川の上位河川と肩を並べる武庫川では、堤防強化等も含め、洪水に対する安全度の早期向上が喫緊の課題である。<br>【下流8河川】 各河川概ね整備は完了しているが、局地的豪雨対応、新川・東川排水機場の老朽化対策、津波・高潮対策等への対応が必要である。 |
| 下水道        |            | 管きよやポンプ場、雨水貯留施設等、これまでの整備が効果を発揮しているが、都市化の進行に伴う流出量増と老朽化施設の増大も問題化している。   |
| 流域         | 流域         | 市街化による流域の保水・貯留機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増大している。そのため、これまで進めてきた河川対策に加えて、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。  |
|            | 減災         | 社会環境、自然環境、生活環境等の変化が災害リスクを高めている。これまでの行政による対策に加え、住民の水害リスクの認識が重要であるとともに、災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力が低下している。   |
| 河川環境の保全と整備 | 河川環境の保全と整備 | 全般的に生物多様性の高い上流部の緩流区間、中流部武田尾峡谷の岩上植物、下流部の礫河原など、特有の自然環境を有している。一方、外来種が侵入するとともに、多くの横断工作物があり、アユ等の移動に支障をきたしている。<br>下流8河川は直線的で急な護岸や三面張河道も存在（新川、洗戎川、堀切川）しており、都市河川の様相を呈している。                                    |

### 3. 総合治水の基本的な目標に関する事項

**第一に人的被害の回避・軽減を、第二に県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目的として、住民総意のもと、武庫川下流部築堤区間での河道整備・堤防強化や既存ダムの活用、下水道の整備促進、雨水の流出抑制対策等にあわせて、住民主体の取り組みに力点をおいた減災対策を推進し、流域圏全体で防災力の向上を図る。**

計画期間：H24年度から概ね10年間

### 4. 総合治水の推進に関する基本的な方針

県市及び住民が相互に連携を図りながら、協働して総合治水を推進する。また、住民は自治会等が主体となって、住民に総合治水を理解してもらうための取り組みを推進する。

| 対策項目         | 基本方針  |
|--------------|---|
| 河川対策         | 未整備区間の整備、築堤区間の堤防強化、青野ダムの洪水調節容量の拡大、河川管理施設の老朽化対策を含む適切な維持管理を実施。  |
| 下水道対策        | 管きよの整備等、これまで通り洪水を安全に流す対策と、適切な維持管理を実施。   |
| 流域対策         | 学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の検討と設置、利水ダムの治水活用、その他の流出抑制対策について流域圏市との連携や住民理解・協力に基づき実施。  |
| 減災対策         | 超過洪水時の人的被害の回避・軽減、及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し、流域圏市と協力し、住民に直接的に働きかけて下記4事項を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知る／水害リスクに対する認識の向上</li> <li>・守る／情報提供体制の充実と水防体制の強化</li> <li>・逃げる／的確な避難のための啓発</li> <li>・備える／水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え</li> </ul>                                    |
| 環境の保全と創造への配慮 | 「生物多様性ひょうご戦略」及び、「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針に基づき、環境の保全と創造に配慮するとともに、武庫川では「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」（以下、「環境の2つの原則」という）を適用し、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則1／流域内で種の絶滅を招かない</li> <li>・原則2／流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する</li> </ul> |

## 5. 河川下水道対策

### ■河川対策

| 取り組み内容         |  |
|----------------|--|
| <b>プロック上流域</b> | ① 目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅、河床削除等を実施。(図 5-1、表 5-1)<br>② 既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大し、洪水調節量の増大を図る。  |
| <b>プロック中流域</b> | ① 戦後最大規模の洪水を安全に流すことを目標に、段階的に河川改修を実施。(図 5-1、表 5-1、図 5-2)<br>このうち、未整備区間での河道整備や地盤嵩上げ等を先行的に実施。<br>② 武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施。(図 5-3)                        |
| <b>プロック下流域</b> | ① JR東海道本線から下流において、戦後最大規模の洪水を安全に流すため、河道掘削を実施。(図 5-1、表 5-1)<br>あわせて、橋梁の補強・改築、潮止め堰の撤去等を実施。(図 5-4)<br>② 南武橋から仁川合流点において、堤防強化を実施。(図 5-5)<br>③ 東川・新川、洗戎川において排水機場等を整備。 |

### ■下水道対策

各市は下水道計画に基づいて、整備目標規模の降雨に対する浸水解消に向けた下水道等の整備及び維持を推進する。

|                | 関係市 | 実施主体 | 整備目標             | 取り組み内容   |
|----------------|-----|------|------------------|--|
| <b>プロック上流域</b> | 篠山市 | 市    | 1/6              | ・浸水被害の発生が懸念される箇所の整備を実施   |
|                | 三田市 | 市    | 1/6<br>(完了)      | ・老朽化施設の適正な維持管理<br>・開発に伴う雨水施設整備に対する適切な指導  |
|                | 神戸市 | 市    | 1/10             | ・市街化区域の拡大、変更等に併せて雨水幹線を整備<br>・老朽化の進んだ雨水管の調査、改築・更新対策を検討  |
| <b>プロック中流域</b> | 伊丹市 | 市    | 1/6              | ・雨水ポンプ場の改築・更新<br>・幹線管きょの整備   |
|                | 宝塚市 | 市    | 1/6              | ・浸水被害解消のため、雨水管や排水施設を順次整備<br>・浸水常襲地区の優先整備   |
|                | 西宮市 | 市    | 1/6<br>↓<br>1/10 | ・浸水履歴のある地区的優先整備<br>・校庭、公園の地下へのオフサイト貯留施設設置(流域対策にも記載)<br>・合流改善貯留管の整備と浸水対策用の施設としての活用                      |
| <b>プロック下流域</b> | 尼崎市 | 市    | 1/6<br>↓<br>1/10 | ・1/6 対応未完了地区(丸島地区等)の雨水対策を継続実施<br>・浸水履歴地区等、重点地区的優先整備<br>・下水管きょ及び雨水ポンプの改築更新時期との整合を図りつつ、優先度を考慮し、順次整備を進める。 |
|                | 芦屋市 | 市    | 1/10             | ・都市化の進展による基本条件を適正に見直し、雨水施設の増強を図る<br>・公共施設等における雨水流出抑制施設の整備(流域対策にも記載)                                    |

#### ◆下水道対策（雨水貯留管）



図 5-6 雨水貯留管(西宮市)  
(出典: 西宮市下水道ビジョン)



図 5-7 雨水貯留管(伊丹市)  
(出典: 伊丹市ホームページ)

#### ◆河川対策の施行箇所

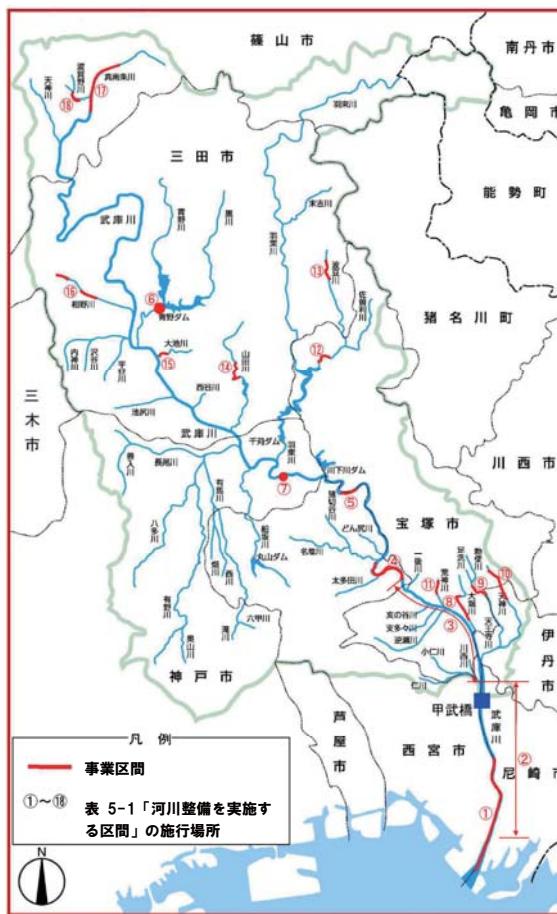


図 5-1 武庫川における河川対策の施行箇所



図 5-2 武庫川中流域プロック  
(名塩川合流点付近)



図 5-4 武庫川下流域プロック  
(下流部築堤区間)

表 5-1 河川整備を実施する区間

| 河川      | 施工の場所                                  | 区間延長   | 整備内容                     |
|---------|--|--------|--------------------------|
| 下流部     | ① (河口～5.0km<br>高木敷削削除<br>低木活用等)        | 5.0km  | 河床削削除<br>高木敷削削除<br>低木活用等 |
|         | ② 1.8km～9.0km<br>(南源橋～仁川合流点)           | 14.4km | 堤防強化<br>(浸透灯築、壁食対策)      |
| 中流域     | ③ 9.0km～15.9km<br>(生瀬大橋～名塩川合流点)        | 6.9km  | 護岸整備等                    |
|         | ④ 15.9km～18.4km<br>(生瀬大橋～名塩川合流点)       | 2.5km  | 河床削削除等                   |
| 中流域     | ⑤ 武田尾橋区間                               | 1.2km  | 地盤嵩上げ等による溢水対策            |
| 洪水調節施設  | ⑥ 青野ダムの活用                              | =      | 予備放流量の拡大                 |
|         | ⑦ 新規遊水地の整備                             | =      | 遊水地                      |
| 上流部及び支川 | ⑧ 西田川橋～西ノ町橋<br>(宝塚市)                   | 1.2km  | 河床削削除等                   |
|         | ⑨ 伊丹市若狭～宝塚市中筋<br>(伊丹市、宝塚市)             | 0.6km  | 堤防強化                     |
| 天王寺川    | ⑩ 伊丹市若狭西～宝塚市市本西<br>(伊丹市、宝塚市)           | 3.8km  | 堤防強化                     |
|         | ⑪ 国道 176 号～荒神橋<br>(宝塚市)                | 0.6km  | 河床削削除等                   |
| 荒神川     | ⑫ 荒神橋～島橋<br>(宝塚市)                      | 0.3km  | 河床削削除等                   |
|         | ⑬ 山本橋～島橋<br>(三田市)                      | 0.6km  | 河道拡幅等                    |
| 波豆川     | ⑭ 波豆川橋～島橋<br>(三田市)                     | 0.3km  | 河道拡幅等                    |
|         | ⑮ 山田渓谷ダム上流 1,050m<br>～穂石橋上流 500m (三田市) | 1.9km  | 河道削削除等                   |
| 山田川     | ⑯ JR福知山橋梁～<br>国道 176 号上流 50m (二田市)     | 0.1km  | 河道削削除等                   |
|         | ⑰ 大池川<br>⑰ 沼橋～2 橋河川上渡場<br>(二田市)        | 1.4km  | 河道削削除等                   |
| 相野川     | ⑲ 沼橋～2 橋河川上渡場<br>(二田市)                 | 1.4km  | 河道削削除等                   |
|         | ⑳ 武庫川及び真南条<br>⑳ 岩瀬橋～山崎橋<br>(寝屋川市)      | 1.9km  | 河床削削除等                   |
| 武庫川     | ㉑ JR福知山橋梁～角橋<br>(寝屋川市)                 | 0.4km  | 河道削削除等                   |
|         | ㉒ 新規遊水地の整備                             | =      | 新規遊水地の整備                 |



図 5-3 新規遊水地の整備

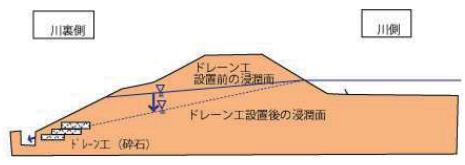


図 5-5 堤防強化 (ドレーン工法のイメージ図)

## 6. 流域対策

### ■流域対策の取り組み内容

| 対策項目                   | 取り組み内容  |
|------------------------|---|
| 学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み  | ① 県市管理の公共施設、ため池等を住民の理解と協力のもと整備する。(図 6-1、6-2、6-3)<br>② 施設整備者と施設管理者の管理協定締結等により、適正な維持管理に努める。   |
| 防災調整池の設置指導(H25.4.1 施行) | ① 県は総合治水条例に基づき 1ha 以上の開発行為者に調整池の設置を義務づける。<br>② 既存及び 1ha 未満の調整池も、必要な場合は所有者同意のうえ適正管理を義務づける。   |
| 利水ダムの治水活用              | ① 計画地域における 8 つの利水ダムの治水活用について、各施設管理者の協力が得られるよう、調整を進める。   |
| 農地等への雨水貯留              | ① 営農者との意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で取り組みを進める。(図 6-4)<br>② 都市部の農地は生産緑地制度を積極的に活用し、機能の維持と保全を図る。   |
| 森林の保全等                 | ① 水源かん養機能、土砂流出防止機能など公益的機能を維持・向上させるため、関係機関、森林所有者、地域住民等と連携して健全な森林を育成する。<br>② 「新ひょうごの森づくり」基本方針に則り、保全に加え森の回復と再生を目指す。<br>③ 県民緑税を活用して、表土侵食防止や広葉樹林誘導等、「災害に強い森づくり」を推進する。(図 6-5)<br>④ 砂防・治山事業等による土砂災害防止対策を引き続き進める。 |
| その他の雨水貯留・浸透の取り組み       | ① 県市は雨水貯留浸透施設整備の多様な取り組みを地域全体に広げる。<br>② 住民は雨水貯留タンク等による各戸貯留や浸透枠等の設置を推進する。(図 6-6)あわせて、大雨の前にタンク等を空にしておくことについて意識啓発を行う。   |
| 排水ポンプの運転調整             | ① 洪水時、堤防決壊の恐れがある場合、ポンプ排水が河川水位の上昇を助長し、越水や堤防の決壊を引き起こす可能性がある。このため、出水時の排水ポンプ場のより適切な運転調整方法について、ポンプ停止時の減災対策と合わせて地元市や下水道管理者等と協議・検討する。(図 6-7)<br>・県施設：流域下水道の中継ポンプ場(3箇所)：現在暫定運用中<br>・市施設：公共下水道の中継ポンプ場・雨水ポンプ場(5箇所)  |

### ■阪神西部地域圏内の主な施設数

| 施設区分  | 上流域<br>ブロック | 中流域<br>ブロック | 下流域<br>ブロック | 合計        |
|---|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 学 校   | 48 箇所       | 62 箇所       | 124 箇所      | 234 箇所    |
| 公 園 (面積 0.1ha 以上)   | 39 箇所       | 40 箇所       | 312 箇所      | 391 箇所    |
| た め 池 (受益面積 0.5ha、満水面積 5,000m <sup>2</sup> 以上、流域面積 0.1km <sup>2</sup> 以上) | 81 箇所       | 9 箇所        | 3 箇所        | 93 箇所     |
| 防 災 調 整 池   | 23 箇所       | 30 箇所       | 11 箇所       | 64 箇所     |
| 水田面積(基盤整備事業)  | 2,924 ha    | 282 ha      | 0 ha        | 3,206 ha  |
| 森 林 面 積   | 24,575 ha   | 9,490 ha    | 1,182 ha    | 35,247 ha |
| その他施設   | 官公庁施設       | 21 箇所       | 28 箇所       | 44 箇所     |
|   | 病 院         | 2 箇所        | 1 箇所        | 4 箇所      |
|   | 体 育 館       | 4 箇所        | 5 箇所        | 11 箇所     |
|   | その他大規模施設*   | 37 箇所       | 50 箇所       | 90 箇所     |
| ※)その他大規模施設は図書館、市民センター、公民館研修センター、福祉保健センター、コミュニティセンター、文化センター、児童館等の施設数       |             |             |             |           |

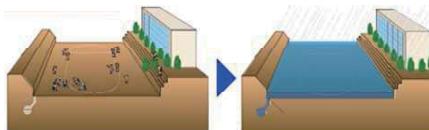


図 6-1 校庭貯留

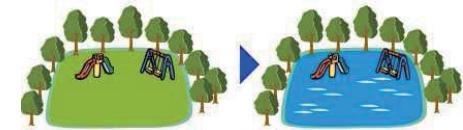
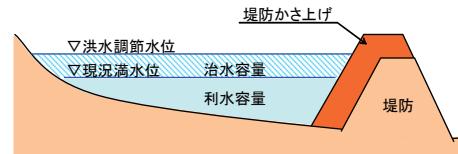
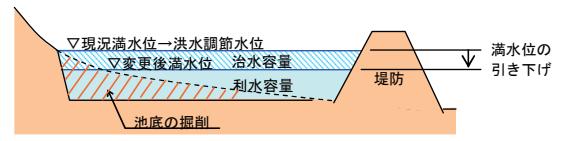


図 6-2 公園貯留



堤体の嵩上げによる治水容量の確保



池底の掘削による治水容量の確保

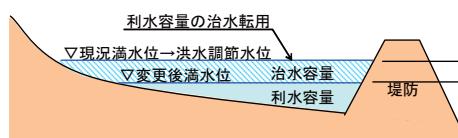


図 6-3 ため池貯留



図 6-5 災害に強い森づくり（緊急防災林整備）



図 6-7 排水ポンプの運転調整



図 6-4 水田貯留



図 6-6 雨水貯留浸透（各戸）

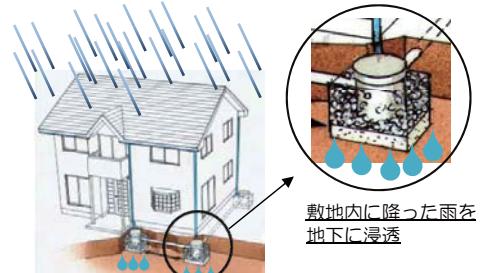


図 6-6 雨水貯留浸透（各戸）

## 7. 減災対策

### ■水害リスクに対する認識の向上（知る）

|                |   |
|----------------|---|
| 水害リスクを知る機会の提供  | ① 県市はハザードマップ等を活用し、わがまちを歩く体験型講座等を開催する。<br>② 県市は住民が総合治水の重要性を認識できるよう、啓発を行う。  |
| 水害リスクを知るツールの整備 | ① 住民は浸水被害や避難に関する情報把握及び周知に協力する。<br>② 県市は内水氾濫や水害リスクが理解できるハザードマップの改良・強化を検討する。（図7-1）<br>③ 県はCGハザードマップを継続公開し、市は活用方法等を検討する。（図7-2）<br>④ 県は「危険度マップ」を作成し、県と流域で活用方策を検討する。 |
| 防災の担い手となる人材の育成 | ① 住民は、浸水被害及びこれに対する適切な対策について学習するよう努める。<br>② 県市は減災に主体的に関わることができる防災の担い手を育成するため、ひょうご防災リーダー講座や出前講座を実施する。（図7-3）<br>③ 市は行政担当職員が水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。  |



図 7-1 尼崎市内水ハザードマップ



図 7-2 CGハザードマップ



図 7-3 ひょうご防災リーダー講座

### ■情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）

|         |   |
|---------|---|
| 避難情報の伝達 | ① 住民は被害・避難に関する情報を把握し、自らの安全を確保するよう努める。<br>② 県は市及び住民の避難判断の助けとなる防災情報の提供体制の充実に努める。<br>③ 市は迅速な避難勧告等の情報提供を目的に同報無線、移動無線の充実を図る。<br>④ 県は河川利用者への注意喚起を促す増水警戒情報を引き続き提供する。（図7-4）<br>⑤ 県は、管理道路のアンダーパス部冠水危険箇所において車両侵入水没事故を未然に防止するため、現場情報に応じた対策を継続して実施する。（図7-5） |
| 河川情報の伝達 | ① 洪水予報河川に指定した武庫川下流部で、県と神戸海洋気象台共同の洪水予報を発表、TV等のメディアを通じた早期警戒避難を引き続き支援する。<br>② 県は洪水時の水位予測及び氾濫予測等を「フェニックス防災システム」を通じて市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令を支援する。（図7-6）<br>③ 県は地上デジタル放送等による水位情報等の配信を継続して実施する。  |
| 水防体制の強化 | ① 住民は防災訓練に参加するよう努める。<br>② 県市や関係団体は、水防に関する相互の情報共有と連携強化に努める。<br>③ 県は職員の危機管理能力および地域防災力の向上を目的に実践的な演習を行う。<br>④ 市は県・防災関係機関と連携した防災訓練により、防災体制の強化に努める。（図7-7）<br>⑤ 大規模災害を想定した演習を開催し、発災時の円滑な活動に備える。<br>⑥ 自主防災組織の結成促進や水防活動への支援を行う。                          |



図 7-4 増水警戒情報



図 7-5 道路アンダーパス部の冠水情報



図 7-6 水位予測（フェニックス防災システム）



図 7-7 水防訓練

### ■的確な避難のための啓発（逃げる）

|           |   |
|-----------|---|
| 自助の取り組みの進 | ① 住民は被害・避難に関する情報を把握し、自らの安全を確保するよう努める。<br>② 県市はハザードマップ等を一層活用し、住民が被災しないために必要な知識の啓発に努める。<br>③ 市は地域住民自らが作成する「手づくりハザードマップ」を活用し自助・共助の取り組みが進むように支援する。（図7-8）<br>④ 県市はひょうご防災ネットへの加入など各種防災情報の入手方法の啓発に努める。   |
| 共助の取り組みの進 | ① 住民は住民同士が相互に連携して自主的な活動を行なう団体を組織し、協働して総合治水に取り組むよう努める。<br>② 市は災害時要援護者の避難の円滑化に向け、住民同士が助け合う取り組みを促進する。  |
| 公助の取り組みの進 | ① 県は市及び住民の避難判断の助けとなる防災情報の提供体制の充実に努める。（図7-9）<br>② 市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討する。<br>③ 民間事業者と災害時一時利用に関する協定を締結するとともに、津波避難ビル利用協定の締結にあたっては、洪水時にも利用可能となるよう協定事項を追加する。<br>④ 県は防災情報の提供体制の充実に努め、市は隣接市間で避難情報を共有、隣接市の避難所の相互活用について検討する。<br>⑤ 市は避難経路等の屋外表示について、その有効性等を見極めた上で具体化を検討する。 |



図 7-8 手作りハザードマップの作成状況



図 7-9 津波一時避難場所情報（兵庫県HP）

### ■水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）

|                  |   |
|------------------|---|
| 水害に備えるまちづくりへの誘導  | ① 県市の関係部局は水害に備えたまちづくりの実現に向け、減災のための土地利用や上層階避難が可能かつ堅牢な建物への誘導等を図るために検討を実施する。（図7-10）                  |
| 重要施設の浸水対策        | ① 県市は公共施設等において浸水想定水位以上への電気設備等の移設や地下室の耐浸水構造化等の対策を検討する。   |
| 水害に対する保険制度等の加入促進 | ① 県市は、フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）等の加入促進に努める。（図7-11）<br>② 住民は、共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じて生活基盤の回復に備えるよう努める。 |



図 7-10 電気設備の浸水対策



図 7-11 フェニックス共済

## 8. 環境の保全と創造への配慮

総合治水に際しては、県が「生物多様性基本法」に基づき、平成21年3月に策定した「生物多様性ひようご戦略」を踏まえて、生物多様性の保全に配慮した取り組みを進める。

また、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「ひょうご人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、環境の保全と創造に配慮した川づくりに取り組む。

### ■武庫川流域

| 対策項目                 | 取り組み内容  |
|----------------------|---|
| 動植物の生活環境の保全・再生       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 河川整備にあたっては、「環境の2つの原則」を適用し、多種多様な動植物が生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。</li> <li>② アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけ、関係者や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。</li> </ul>  |
| 良好な景観の保全・創出          | <p>自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全、創出するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域固有の景観資源・歴史・文化等の地域特性に配慮しつつ、景観形成に努める。</li> <li>② 多自然川づくりにより得られる生物多様性の恵みを景観の創生につないでいく。</li> </ul>  |
| 水質の向上                | <p>水質に関する環境基準は満足しているが、更なる「質」の向上を目指して、下記の取り組みを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 下水道機能の維持・向上、2) 水質調査等の継続実施、3) 水質事故への対応、4) わかりやすい水質指標による調査、5) 水生植物による自然浄化機能の向上</li> </ol>   |
| 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民の憩いの空間であり、自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に応えられるよう努める。</li> <li>② 関係機関と連携して河川利用の利便性を確保し、地域の環境学習を支援する。</li> <li>③ 流域市や関係機関などと連携して秩序ある水面利用に努める。</li> <li>④ ゴミの不法投棄が河川管理施設の機能低下を招く恐れがあることから、施設機能維持の重要性、ゴミの発生源対策について住民意識を啓発する。</li> </ul> |
| 正常流量                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 河川の流況は概ね正常流量を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、合理的な水利用の促進に努める。</li> </ul>   |

### ■下流8河川流域

| 対策項目                 | 取り組み内容  |
|----------------------|---|
| 動植物の生活環境の保全・再生       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 動植物の生息環境等のモニタリング調査を行い、河川環境把握に努める。</li> </ul>   |
| 良好な景観の保全・創出          | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 流域の個性や水文化と一緒に川づくりを進める。</li> </ul>  |
| 水質の向上                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後も関係機関と連携し、定期的な河川状況の確認により河川の汚濁防止や水質の改善に努める。</li> </ul>  |
| 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 震災等、緊急時の河川水利用が図られるように配慮する。</li> <li>② 水辺の魅力と快適さを活かした川づくりを進める。</li> <li>③ 自然の豊かさを感じる川づくりを進める。</li> <li>④ ゴミの不法投棄が河川管理施設の機能低下を招く恐れがあることから、施設機能維持の重要性、ゴミの発生源対策について住民意識を啓発する。</li> </ul> |
| 正常流量                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと広域的・総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の維持・改善に努めていく。</li> <li>② 今後も河川流況の把握に努める。</li> </ul>  |

## 9. その他総合治水を推進するにあたっての必要な事項

阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告する。

なお、社会情勢の変化、県及び市の行財政の動向等を勘案し、計画対象期間の中間（概ね5年）に、計画の進捗状況の検証、その他計画全体の総点検を行う。

## 10. 津波防災に関する事項

兵庫県ではこれまで1854年の安政南海地震（M8.4）による津波を想定し、津波対策を実施してきたが、南海トラフ地震による最大クラスの津波にも備えるため、平成24年度に「津波防災インフラ整備5箇年計画」を策定し、計画的・効率的に津波対策を推進する。

現在、各河川において、津波高、遡上範囲、流速等を把握するための津波遡上解析を行っており、この結果を踏まえ、必要な対策を実施していく。

### 【参考①】指定候補施設一覧（流域対策）

| 分類         | 指定候補施設名    | 所在地 | 内容    |
|------------|------------|-----|-------|
| 指定雨水貯留浸透施設 | 県立宝塚東高校    | 宝塚市 | 校庭貯留  |
|            | 県立阪神昆陽高校   | 伊丹市 | 校庭貯留  |
|            | 県立三田西陵高校   | 三田市 | 校庭貯留  |
|            | 県立甲山森林公園   | 西宮市 | 公園貯留  |
| 指定ポンプ施設    | 県営伊丹西野第6住宅 | 伊丹市 | 駐車場貯留 |
|            | 南武中継ポンプ場   | 尼崎市 | 運転調整  |
|            | 瓦木中継ポンプ場   | 西宮市 |       |
|            | 常松中継ポンプ場   | 尼崎市 |       |

※今後、施設管理者と協議を行い、その他対象施設も含め指定を目指す。

### 【参考②】阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会 開催経緯

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| H24年10月9日～12日 | 第1回ワーキング（推進計画[骨子]の検討） |
| H24年11月6日     | 第1回推進協議会（推進計画[素案]を提示） |
| H24年12月20～27日 | 第2回ワーキング（推進計画[原案]の検討） |
| H25年1月30日     | 第2回推進協議会（推進計画[原案]を提示） |